

1  
求人申込  
又は募集

## 学卒求人など青少年を対象とした通常の労働者の求人申込み又は募集(準備)

- ・いわゆる正社員として採用されるものに限りません。
- ・ただし、正社員であっても、派遣や請負求人は基準を満たしません。
- ・既卒3年以内の方が応募可能なものに限りません。
- ・一般求人の場合は、35歳未満の若年者向け求人に限ります。

2  
認定基準  
の確認

## 認定基準を確認し福島労働局へ申請書等関係書類を提出

※認定基準は別紙をご覧ください

・認定基準を満たしていることを確認させていただくため、必要書類(裏面を参照してください)を提出してください。

・自社のホームページなどで下記の雇用情報を公表するか、もしくは厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」で公表するための準備をしてください。

- ①直近3事業年度の新卒者等の採用者数及び離職者数
- ②直近3事業年度の新卒者等の男女別採用者数
- ③直近3事業年度において採用した35歳未満の正社員(入社日時点で35歳未満の者)の数
- ④平均継続勤務年数
- ⑤従業員の平均年齢
- ⑥研修の内容
- ⑦自己啓発支援の有無及びその内容
- ⑧メンター制の有無
- ⑨キャリアコンサルティング制度の有無及び内容
- ⑩社内検定等の制度の有無及びその内容
- ⑪申請前事業年度の月平均所定外労働時間
- ⑫申請前事業年度の有給休暇の平均取得日数
- ⑬申請前事業年度の育児休業の男女別取得状況  
男性は申請前事業年度に配偶者が出産した者の数及び育児休業を取得した者の数  
女性は申請前事業年度に出産した者の数及び育児休業を取得した者の数
- ⑭役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

3  
認定

## 「基準適合事業主認定通知書」の交付

- ・審査には1ヶ月程度かかります。福島労働局にて審査、認定・不認定の決定。
- ・「基準適合事業主認定通知書」は福島労働局長名で交付されます。

4  
認定後

## 認定を受けたら・・・

- ・厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」にて企業情報を公開します。
- ・若者雇用促進法に基づく認定マークを使用することができます。
- ・ハローワークの求人票にユースエール認定企業である旨表示します。
- ・労働局主催の面接会などに優先的に参加できます。
- ・トライアル雇用奨励金などの助成措置が一定額加算されます。
- ・毎事業年度ごとに基準適合確認書類を提出し認定基準を満たしていれば、認定は継続されます。

## 必要書類について

### ◇ 申請に必要な書類

- 別添1 基準適合事業主認定申請書
- 別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書
- 別添3 人材育成方針・教育訓練計画報告書
- 別添4 労働時間等実績報告書
- 別添5 有給休暇取得実績報告書
- 別添6 育児休業等取得実績報告書
- 別添7 関係法令遵守状況報告書
- 別添8 誓約書(認定申請用)

### ◇ 添付書類として、以下の書類のうち、必要な書類を併せて提出

※添付書類の詳細は「認定申請様式の添付書類・留意事項等」を参照ください

- ・青少年を対象とした正社員求人又は募集が確認できる書面の写し
- ・労働者のうち正社員の賃金台帳もしくはタイムカード等週労働時間が確認できる書面の写し
- ・労働者の出勤簿等の写し
- ・育児休業等の取得実績が無いものの育児休業制度が整備されている場合、就業規則又は労働協約の写し
- ・認定申請時を含む直近3事業年度において次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第13条または第15条の2に規定する認定を受けた場合、基準適事業主認定通知書の写し

### ◇ 認定後に必要な書類

- ・企業情報報告書
- ・写真データ

### ◇ 基準適合確認書類(毎事業年度終了後1ヶ月以内に提出)

- 別添12 認定状況報告書
  - 別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書
  - 別添3 人材育成方針・教育訓練計画報告書
  - 別添4 労働時間等実績報告書
  - 別添5 有給休暇取得実績報告書
  - 別添6 育児休業等取得実績報告書
  - 別添13 誓約書(報告用)
- 公表項目(表面2の①～⑭)が掲載されたホームページ等の写し